

健生食輸発0519第1号
令和7年5月19日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和7年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(中国産ブルーベリーのテブコナゾール)

標記については、令和7年3月28日付け健生食輸発0328第2号(最終改正: 令和7年5月14日付け健生食輸発0514第3号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、中国産ブルーベリーのモニタリング検査において残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、モニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

1. 別表第2への追加
 - ・中国産ブルーベリー及びその加工品(簡易な加工に限る。)のテブコナゾール
2. 別表第3への追加
 - ・中国産ブルーベリー及びその加工品(簡易な加工に限る。)のテブコナゾール(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「QINGDAO RICHBLUE BERRIES CO., LTD」であるものに限る。)